ご寄附のお願い

あらお未来プロジェクト

「荒尾子ども未来基金」

荒尾市では、個人・団体・事業者の皆さまのご協力を得ながら、切れ目のない充実した子育て環境をつくり、健やかに安心して子育てができるまちづくりを目指しています。

その実現のため、「荒尾子ども未来基金」を創設し、子どもたちの未来につながる事業に広く取り組んでまいりますので、ご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

●寄附状況●

令和2年度	39件（個人21件、団体2件、企業16件）	14,277,000円
令和3年度	37件（個人16件、団体1件、企業20件）	4,031,000円
令和4年度	41件（個人18件、団体3件、企業20件）	6,232,648円
令和5年度	37件（個人18件、団体3件、企業15件）	6,207,619円
令和6年度	39件（個人21件、団体3件、企業15件）	4,552,659円
令和7年度	21件（個人5件、団体4件、企業12件）	4,336,000円

●活用実績●

・新生児の聴覚検査助成（R3 ～ ）　・修学旅行サポート事業（R5～）

地域の宝物である子どもたちのため、
皆さまからの温かいご寄附をお待ちしています

寄附の方法

※申込書（寄附採納願）は、荒尾市ホームページ→荒尾子ども未来基金のページからダウンロードできます。郵送をご希望される方は下記へご連絡ください。

①**郵便振替**（全国の郵便局、ゆうちょ銀行でのご利用）
　申込書を郵送、FAX、メール等でお送りください。その後、市から専用納付書をご郵送します。（振替手数料無料）
②**納入通知書払い**（市指定金融機関・収納代理金融機関でのご利用）
　申込書を郵送、FAX、メール等でお送りください。その後、市から専用納付書をご郵送します。（納入手数料無料）　※該当する金融機関についてはお問い合わせください。
③**口座振込**
　申込書を郵送、FAX、メール等でお送りください。その後、口座をお知らせしますので、その口座にお振込ください。（振込手数料はご負担ください。）
④**現金持参**
　申込書と現金を持参の上、荒尾市役所2階「総合政策課」へお越しください。スムーズな手続きのため、事前にご連絡をいただければ幸いです。

寄附金の税制

〇個人の場合

　所得税法・地方税法に基づき、2千円を超える金額を寄附された場合は、所得税・住民税の寄附金控除の対象になります。所得税は寄附された年分、住民税は寄附された翌年度に軽減される場合があります。所得税の確定申告または住民税の申告が必要になります（所得税の確定申告をする方は住民税の申告は不要）。

〇法人の場合

　法人税法に基づき、寄附金の全額を損金算入することができます。

＜お問い合わせ＞　荒尾市総務部総合政策課
〒864-8686　熊本県荒尾市宮内出目390番地 荒尾市役所
電話：0968-63-1273　FAX：0968-64-0940　E-mail：sougouseisaku@city.arao.lg.jp